

訪問介護重要事項説明書(居宅介護)

1.基本方針

利用者の身体・精神的負担を最小限にし、その人らしさを最大限に引き出した支援を行う。

2.株式会社LAGOM 居宅介護事業の概要

(1)事業所の名称、所在地、営業日時

事業所名	ヘルパーステーション よつば
所在地	千葉県松戸市小金原4-9-23 2F
介護保険事業番号	1212402257
管理者	山下 桂
事業の実施地域	松戸市、柏市、流山市、市川市、鎌ヶ谷市、三郷市
営業日時	年中無休 午前8時30分～午後5時30分

(2)同事業所の職員体制

管理者：常勤1名

サービス提供責任者：1名

訪問介護員：2.5名以上

3.サービス内容

① 居宅介護(身体介助・家事援助・通院介助)

4.利用料金

- (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護・医療報酬告示上の額に各利用者の保険負担割合に乗じた額とする。
- (2) 自費訪問介護サービス 30分2000円とする。

5.キャンセル料

利用日前日の17時30分までに事業所にご連絡をして頂ければ無料です。

利用日前日の17時30分を超えての連絡、当日の連絡、連絡なく不在であった場合は利用予定料金100%を徴収致します。

6.緊急時等における対応方法

介護職員等は、居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

7.秘密保持

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者で合ったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

8.ハラスメント対策

事業者は、適切な居宅介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを

防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

カスタマーハラスメント防止のための方針

労働施策総合推進法(通称:パワハラ防止法)が定義する6種のハラスメント「身体的な攻撃」「精神的な攻撃」「人間関係からの切り離し」「過大な要求」「過小な要求」「個の侵害」に則り、下記を想定とします。

(1) 精神的な攻撃(人格を否定するような言動・侮辱的な言動・長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責する)

(2) 過大な要求(サービスとして提供していない内容の提供を強いる)

(3) 個の侵害(サービスの提供に関係ない情報を引出そうとする)

上記のような事象がみられた場合、サービス提供の遅延やサービス提供の停止、契約解除の措置を行う場合がある。

9. 虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 介護職員等に対し、虐待の防止のための研修計画等を定め、年1回以上定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者)を置く。

(5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10. 身体拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年1回以上定期的に実施する。

(4) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

11. 感染対策

事業所は感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催するとともにその結果について介護職員等に周知徹底をはかる

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護職員等などに対し感染症の予防及びまん延防止のための研修計画等を定め、年2回以上定期的に実施する。

(4) 事業所の介護職員等などに対し感染症の予防及びまん延防止のための研修に合わせて、感染予防に対する訓練(シミュレーション)を年2回実施する。

12. 業務継続計画

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 業務継続計画の委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。

(2) 業務継続計画のための指針を整備する。

(3) 介護職員等に対し、業務継続計画についての研修計画等を定め、年1回以上定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

13.サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所ご利用のお客様相談・苦情担当

電話:047-369-7520

受付日時:年中無休 8時30分～17時30分

担当: 山下 桂

(2) その他

当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

○千葉県国民建国保険団体連合会

利用時間:平日午前9時～午後5時 土日休み

電話番号:043-254-7428

○松戸市福祉長寿部 障害福祉課

利用時間:平日午前9時～午後5時 土日休み

電話番号:047-366-7348

○柏市障害福祉課

利用時間:平日午前9時～午後5時 土日休み

電話番号:04-7167-1136

○流山市健康福祉部 障害者支援課

利用時間:平日午前9時～午後5時 土日休み

電話番号04-7150-6081

14.当事業所の概要

名称 株式会社LAGOM ヘルパーステーション よつば

代表取締役 後藤卓也

管理者 山下 桂

所在地 千葉県松戸市小金原4-9-23 2F

電話番号 047-369-7520

居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。
重要事項への同意を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

重要事項説明日および同意日

令和 年 月 日

【利 用 者】

住 所

氏 名

印

署名代行者(代理人)

私は、重要事項内容を確認し署名代行いたしました。

住 所

氏 名

印 <続柄 >

【事 業 者】千葉県松戸市二ツ木1903番地 鶴ハイム507

株式会社LAGOM

代表取締役 後藤卓也

【事 業 所】千葉県松戸市小金原4-9-23 2F

ヘルパーステーション よつば (指定番号1212402257 千葉県)

事業所管理者 山下 桂

印